

なるほど マネー

## 老後への備え方 ⑥

## パート 二つの年収の壁

50代はお金がためにくいことばかりでした。主婦の妻はパートに出て働いた方がいいのでしょうか、どれくらい収入を目指せばいいですか。

今の50代夫婦は、フルタイムの共働きは少なく、妻が専業主婦か、パートで働いているケースが多いです。こうした家庭は、妻も収入を増やして世帯収入アップを目指しましょう。

パートで働く妻の多くは、夫の扶養の範囲内で働きたいと言います。しかし「扶養の壁」について正確に知っている人は多くありません。「夫の税金」と「妻の社会保険」の二つの壁があることを知っておきましょう。

まず「夫の税金の壁」です。夫は配偶者控除を受けられるかどうかにより、自身の手取り額が変わります。

この壁は、昨年まで「妻の年収103万円以内」でしたが、今年1月から「150万円以内」になりました。妻が年収150万円になるまで働いても夫は控除を受けることができ、手取りが減ることはなくなりました。

さらに、妻が150万円を超えて働いても段階的に控除を受けることができ、夫の手取りは大きくは減りません。この話をすると「今まで年収を1

00万円くらいに調整していたけど、今年は150万円まで働きたい」と言うパートの人は少なくありません。

しかし注意したいのは「妻の社会保険の壁」です。パート収入が130万円未満なら、会社員の夫の「社会保険の扶養」に入ることができ、保険料を払わずに済みます。しかしそれ以上にすると、妻は夫の社会保険の扶養から抜け、自分で年金や健康保険の保険料を払わなくてはいけなくなります。

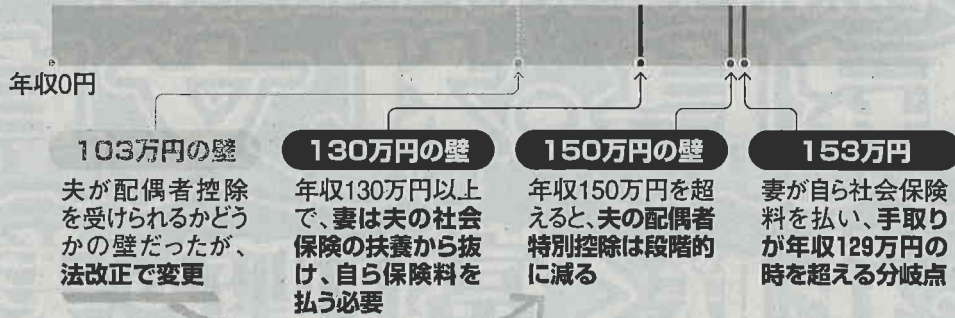
パート先が従業員501人以上で要件を満たした場合、年収106万円以上働くとその会社で社会保険に加入します。

妻が自分で社会保険料を払うようになると、収入増と同時に支出も増え、手取りは減るのです。妻の収入が130万円になると、手取りは129万円の時より16万円も減ります。129万円の時と同じ手取りになるのは収入が153万円になった時です。

こう書くと、「130万円の壁」の範囲内で働くのが得だと思いかもありません。しかし壁を越えて働くメリットもあります。

### パートで働くときは年収の「壁」に注意

夫がフルタイム正社員で、妻がパートなどで働く場合



#### ポイント

主婦だった人がパートなどで働く際は、「夫の税金」と「妻の社会保険」の二つの壁に注意

妻が自ら社会保険を払うことで手取りは減るが、厚生年金加入で年金額が増えるメリットも

パートで得たお金は妻名義でためよう。夫に先立たれた時に自分名義の貯蓄があると心強い



厚生年金に加入することで、将来の年金額がわずかですが増えます。病気などで欠勤した場合、健康保険から「傷病手当金」として給料の一部の補償を受けられます。

また、少子高齢化などを考慮すると、夫の社会保険の扶養に入り、妻が保険料を払わなくていい制度が今後ずっと続くかは不透明です。

年収140万円前後では負担の方が多いですが、長期的な視点を持ち、「153万円以上」を目指して働いてはどうでしょうか。働く時間を増やせない人は、129万円まで働くことを目指し、増えた収入をためましよう。

パート収入は妻名義でためることをお勧めします。年金生活に入り、夫に先立たれると収入は激減します。そのときに「自分名義」の貯蓄は心強いものです。夫が年金生活に入ってもパートを続けましょう。妻が働きに出てお金がたまり、家にいる夫の家事能力も高まって一石二鳥です。 全10回

(ファイナンシャルプランナー・深田早恵)